

2 水 大 第 2 4 6 号
令 和 2 年 4 月 1 日

浄化槽関係団体の長
指定検査機関の長 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

愛知県浄化槽指導要領の一部改正について（通知）

日頃から本県の浄化槽行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
愛知県浄化槽指導要領の一部を別添のとおり改正し、令和2年4月1日から施行しましたので、本要領に基づき適切に運用していただくようお願いいたします。
なお、今回の改正事項の概要は別紙のとおりです。

担 当 環境政策部水大気環境課
生活環境地盤対策室
生活環境グループ
電 話 052-954-6219
F A X 052-953-5716
メー ル seikatsujiban@oref.aichi.lg.jp

愛知県浄化槽指導要領の一部改正の概要

1 改正の概要

浄化槽法（以下「法」という。）の一部改正（2019年6月19日公布、2020年4月1日施行）及び同法施行規則（以下「法施行規則」という。）の一部改正（2020年2月7日公布、2020年4月1日施行）並びに浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正（2019年10月18日公布、2020年4月1日施行）及び同条例施行規則（以下「条例規則」という。）の一部改正（2020年2月12日公布、2020年4月1日施行）に伴う規定の整備等

2 改正の理由

- (1) 法及び法施行規則の一部改正により新設された浄化槽の休止届出書の添付書類にならない、廃止届出書の添付書類を規定するため
- (2) 条例の一部改正により、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽管理士の研修の機会の確保に関する事項を定めたため
- (3) 条例規則の一部改正により、浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する浄化槽保守点検業者を認定する基準を定めたため
- (4) 上記のほか、浄化槽管理者等が保守点検の契約又は清掃を実施等したことを確認できるよう規定するため

3 改正の内容

- (1) 廃止届出書の添付書類として清掃を実施した記録を追加する。
- (2) 浄化槽管理士が受講する研修を県内の浄化槽関係団体が主催するもので知事が実施する研修と同等として認められ、修了証が発行されるものとする。
- (3) 浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する浄化槽保守点検業者を認定する基準のうち知事が定めると規定された内容等を以下のとおりとする。
 - ア インターネットで公表する保守点検業の内容は、受託可能な浄化槽の規模、価格帯、所属する浄化槽管理士の人数、関連業務等
 - イ 県内において150回（50基）以上の浄化槽の保守点検を行っていること
 - ウ 県内において保守点検を行った合併処理浄化槽に占める水質検査、保守点検及び清掃が必要な回数行われている浄化槽の割合が50%以上であること
 - エ 今後5年間に保守点検を行う浄化槽に占める水質検査、保守点検及び清掃が必要な回数行われている浄化槽の割合について、一定の数値目標を達成する事業計画を提出させること
- (4) 浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証の貼付の規定を定める。

4 施行期日

2020年4月1日

愛知県浄化槽指導要領（案）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年愛知県条例第 24 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、<u>浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置届出書等の添付書類)</p> <p>第3 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、<u>浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令</u>（昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出書に、<u>浄化槽法第 7 条第 1 項</u>に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項により完了申請を行う者で浄化槽を設置した場合は、<u>浄化槽工事完了報告書に、浄化槽法第 7 条第 1 項</u>に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>3 <u>浄化槽の使用を廃止した時は、環境省関係浄化槽法施行規則</u>（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 9 条の 5 の規定による届出書に、<u>当該浄化槽の使用の廃止にあたって実施した清掃（汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。すぐに撤去しない場合は、洗浄に使用した水は再利用せず、水道水等を使用して張り水を行うこと。）の記録の写しを添付するものとする。</u></p> <p>(保守点検作業基準等)</p> <p>第4 浄化槽の保守点検は<u>環境省関係浄化槽法施行規則</u>第 2 条の規定によるほか、保守点検作業基準（別表第 1）に基づき行うも</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年愛知県条例第 24 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、<u>浄化槽の設置及び維持管理</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置届出書等の添付書類)</p> <p>第3 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、<u>浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令</u>（昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出書に、<u>浄化槽法第 7 条</u>に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項により完了申請を行う者で浄化槽を設置した場合は、<u>浄化槽工事完了報告書に、浄化槽法第 7 条</u>に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>(保守点検作業基準)</p> <p>第4 浄化槽の保守点検は<u>厚生省関係浄化槽法施行規則</u>（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 2 条の規定によるほか、保守点検作業</p>

新	旧
<p>のとする。</p> <p>2 保守点検業務を契約したときは、保守点検業者名及び契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローワー等に貼付すること。</p> <p>（清掃作業基準等）</p> <p>第5 浄化槽の清掃は<u>環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定によるほか、清掃作業基準（別表第2）に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>2 清掃業務を実施したときは、清掃年月及び清掃業者名等を記載した浄化槽清掃済証をブローワー等に貼付すること。</u></p> <p>（<u>浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関する事項等</u>）</p> <p><u>第9 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（（昭和60年愛知県規則第68号）以下「施行規則」という。）第1条第3号ホに規定する浄化槽保守点検業の内容については、別表第5第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 施行規則第1条第5号イに規定する知事が定める回数については、別表第5第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める浄化槽については、別表第5第3のとおりとする。</u></p> <p><u>4 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める割合については、別表第5第4のとおりとする。</u></p> <p><u>5 施行規則第1条第6号に規定するやむを得ない理由があると認める浄化槽管理士については、別表第5第5のとおりとする。</u></p> <p><u>6 施行規則第1条第6号に規定する県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修並びに同規則第1条の2第2項第5号に規定する浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修については、別表第5第6のとおりとする。</u></p>	<p>基準（別表第1）に基づき行うものとする。</p> <p>（清掃作業基準）</p> <p>第5 浄化槽の清掃は<u>厚生省関係浄化槽法施行規則第3条の規定によるほか、清掃作業基準（別表第2）に基づき行うものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の登録申請書添付書類)</u></p> <p><u>第10 条例第2条第2項第1号に掲げる者として同条第1項又は第3項の登録を受けようとする場合にあつては、施行規則第1条の2第2項第6号に規定する書類のほか、別表第5第7に記載する今後5年間の事業計画を提出すること。</u></p> <p><u>第11 略</u></p> <p>別表第5</p> <p><u>第1 浄化槽保守点検業の内容</u> <u>受託可能な浄化槽の規模（人槽等）、保守点検業務の価格帯、所属する浄化槽管理士の人数等関連する事項及び浄化槽保守点検業に関連する業務の名称</u></p> <p><u>第2 知事が定める回数</u> <u>年間150回</u></p> <p><u>第3 知事が定める浄化槽</u> <u>合併処理浄化槽</u></p> <p><u>第4 知事が定める割合</u> <u>50%</u></p> <p><u>第5 やむを得ない理由があると認める浄化槽管理士</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・申請日から過去2年以内に浄化槽管理士講習を修了した浄化槽管理士</u> <u>・過去に愛知県のいずれかの浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点検業者登録簿の「登録に係る事項」として記載されたことのない者であつて、申請日から過去2年以内に他県等で浄化槽管理士研修を受講した浄化槽管理士</u> <p><u>第6 浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・県が行う研修</u> <u>・以下の県内の浄化槽関係団体が主催す</u> 	<p><u>第9 略</u></p>

新	旧						
<p><u>るもので県が行う研修と同等として認められるもの</u></p> <p><u>愛知県浄化槽保全協会</u> <u>愛知県衛生事業協同組合</u> <u>一般社団法人愛知県浄化槽協会</u> <u>愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会</u></p> <p><u>第7 今後5年間の事業計画</u></p> <p><u>施行規則第1条第5号に定める年度以降、5年の間において、1年間に浄化槽の保守点検を行った回数（下表左欄）に応じて、県内において保守点検を行う浄化槽に占める浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査並びに同法第10条第1項の浄化槽の保守点検及び清掃（以下「法定検査等」という。）が必要な回数行われているものとして第3に定める浄化槽の割合が、下表右欄の数値目標を達成すること又は法定検査等を全て実施する単独処理浄化槽の基数を申請時より向上させること。</u></p> <p><u>ただし、申請時において、上記に定める割合が、下表右欄の数値目標をすでに達成している場合は、申請時の割合を維持する事業計画として定めること。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 1350 778 1570"> <thead> <tr> <th><u>1年間に浄化槽の保守点検を行った回数</u></th> <th><u>数値目標</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>単独処理浄化槽 300回以上かつ合併処理浄化槽 300回以上</u></td> <td><u>55%</u></td> </tr> <tr> <td><u>上記以外</u></td> <td><u>60%</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1年間に浄化槽の保守点検を行った回数</u>	<u>数値目標</u>	<u>単独処理浄化槽 300回以上かつ合併処理浄化槽 300回以上</u>	<u>55%</u>	<u>上記以外</u>	<u>60%</u>	
<u>1年間に浄化槽の保守点検を行った回数</u>	<u>数値目標</u>						
<u>単独処理浄化槽 300回以上かつ合併処理浄化槽 300回以上</u>	<u>55%</u>						
<u>上記以外</u>	<u>60%</u>						

愛知県浄化槽指導要領

(趣旨)

第1 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語は、浄化槽法及び条例で使用する用語の例による。

(設置届出書等の添付書類)

第3 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による届出書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項及び第7条の2第1項により完了申請を行う者で浄化槽を設置した場合は、浄化槽工事完了報告書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

3 浄化槽の使用を廃止した時は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。）第9条の5の規定による届出書に、当該浄化槽の使用の廃止にあたって実施した清掃（汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。すぐに撤去しない場合は、洗浄に使用した水は再利用せず、水道水等を使用して張り水を行うこと。）の記録の写しを添付するものとする。

(保守点検作業基準等)

第4 浄化槽の保守点検は環境省関係浄化槽法施行規則第2条の規定によるほか、保守点検作業基準（別表第1）に基づき行うものとする。

2 保守点検業務を契約したときは、保守点検業者名及び契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローワー等に貼付すること。

(清掃作業基準等)

第5 浄化槽の清掃は環境省関係浄化槽法施行規則第3条の規定によるほか、清掃作業基準（別表第2）に基づき行うものとする。

2 清掃業務を実施したときは、清掃年月及び清掃業者名を記載した浄化槽清掃済証をブローワー等に貼付すること。

(浄化槽工事業務等の報告)

第6 浄化槽工事業業者は、浄化槽工事完了分について、前月分をとりまとめ毎月15日までに、その業務を行った区域を管轄する市町村長に浄化槽工事報告書（様式第1）を提出

するものとする。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検業務について、その営業区域を管轄する市町村長の求めに応じて報告するものとする。

(水質試験の実施)

第7 浄化槽管理者は浄化槽からの放流水について、別表第3に掲げる回数及び項目により試験を行うものとする。

- 2 浄化槽管理者は浄化槽の機能について、浄化槽の維持管理上必要と認められるときは、別表第4に掲げる項目により検査を行うものとする。

(浄化槽管理手帳の交付)

第8 知事は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理について啓発等を図るため、浄化槽管理手帳を交付する。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関する事項等)

第9 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（(昭和60年愛知県規則第68号)以下「施行規則」という。）第1条第3号ホに規定する浄化槽保守点検業の内容については、別表第5第1のとおりとする。

- 2 施行規則第1条第5号イに規定する知事が定める回数については、別表第5第2のとおりとする。
- 3 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める浄化槽については、別表第5第3のとおりとする。
- 4 施行規則第1条第5号ハに規定する知事が定める割合については、別表第5第4のとおりとする。
- 5 施行規則第1条第6号に規定するやむを得ない理由があると認める浄化槽管理士については、別表第5第5のとおりとする。
- 6 施行規則第1条第6号に規定する県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修並びに同規則第1条の2第2項第5号に規定する浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修については、別表第5第6のとおりとする。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の登録申請書添付書類)

第10 条例第2条第2項第1号に掲げる者として同条第1項又は第3項の登録を受けようとする場合にあつては、施行規則第1条の2第2項第6号に規定する書類のほか、別表第5第7に記載する今後5年間の事業計画を提出すること。

(実施細則)

第11 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成3年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

保守・点検作業基準

第1 単独処理浄化槽・腐敗室(タンク)方式の保守点検作業

1 一次処理装置の点検

(1) 多室型

ア 各室のスカム、汚泥厚を測定し、第二室以降にスカムを生じている場合は前回の清掃時期、使用人員、各室間の接続装置及びバツフルの異常等について調査し、必要があればその原因解消の措置を講じるとともに、浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

イ 第1室のスカムは、これを破碎し、沈降しやすいようにすること。

(2) 変形二階タンク

ア 消化室のスカム及び汚泥厚を測定し、多量のスカムが生成されているときは、これを破碎して沈降しやすいようにし、必要があれば浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

イ 沈殿室のスカムは消化室に戻すこと。

ウ 沈殿室のホッパー及びスロットに付着した汚泥又は異物は、かき取ってこれを消化室に落とし、越流ぜき及びバツフルの掃除を行うこと。

2 二次処理装置の点検

(1) 散水ろ床

ア 散水がほぼ均等か否かを観察し、腐敗タンクからの流出水路及び散水とい、特にそのノッチに付着した汚泥、異物を除去して腐敗タンク第1室又は消化室に戻すこと。

イ ろ床の目づまりは、軽度の場合は圧力水で目づまり箇所を洗浄すること。

ウ 均等散水が著しく阻害され、あるいはろ床の目づまりが浄化機能に著しく影響があると認められる場合は補修し、浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

(2) 平面酸化床

酸化床に付着した異物等は、系外に除去し、流水面に均等に、かつ、一定の流速で汚水が流れるか否か点検すること。

(3) 単純ばっ気処理装置

ア ばっ気タンク内の汚水が均等にかくはんされているか否かを観察し、散気装置の異常の有無に留意すること。

イ 越流ぜき及びバツフルを点検し、これに付着した異物を系外に除去すること。

ウ 駆動部分の温度、回転音及び振動の有無を調査すること。

エ 浮遊物質の増加による放流水質の低下が認められれば、浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

3 ポンプ系統

(1) マグネットスイッチ及び液面リレーの作動状況並びに駆動部分の音及び温度の異常の有無を点検すること。

(2) ポンプピットの水位の異常又はその形跡の有無並びにポンプ及び配管系統の異常について調査すること。

(3) モーターの過負荷を認めた場合は、軸受けのオイル切れ、異物のつまり等その原因を調査すること。

(4) 駆動部分に必要な注油を行うこと。

第2 単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業

1 沈殿分離室

スカム、沈殿物等の生成、臭気の発散、流入口の沈殿等を点検し、必要があれば浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

2 駆動部分

駆動部分に注油を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

3 ばっ気室

(1) ばっ気室混合液のかくはん及び回流が正常か否か、散気管の目づまり、かくはん装置のきょう雑物の付着その他の異常の有無を調査すること。

(2) ばっ気室底部、越流ぜき、スロット及びバッフル等のきょう雑物を系外に除去すること。

(3) 混合液の30分間汚泥沈殿率(SV)をおおむね10%以上60%以下であるように保つこと。60%に達したときは、浄化槽清掃業者により混合液を引き出すこと。

(4) 沈殿試験において、汚泥の沈殿現象を認めない場合は、機能に関する精密検査、装置の補修等について必要な措置を講じること。

4 沈殿室

(1) スカムの浮上又はその生成の有無を観察し、多量のスカムが生成されている場合は、浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

(2) 底部に汚泥の堆積があるか否かを調べ、返送が支障なく行われていることを確認すること。

(3) 越流ぜきから処理水が均等に流水しているか否かを確認すること。

第3 単独処理浄化槽・分解接触ばっ気方式の保守点検作業

1 沈殿分離室

沈殿分離室については、単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

2 駆動部分に注油を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

3 接触ばっ気室

(1) ばっ気室混合液のかくはん及び回流が正常か否か、散気管の目づまり、かくはん装置及び接触材への異物の付着その他の異常の有無を調査すること。

(2) ばっ気室底部、越流ぜき、接触材、スロット及びバッフル等のきょう雑物を系外に除去すること。

(3) 生物膜が著しく肥厚して接触材が閉塞し、又は槽内液に多量の浮遊汚泥を生ずるおそれがあるかどうかを判定すること。必要に応じて生物膜をはく離し、沈殿分離室に移送するか、又は浄化槽清掃業者により引き出すこと。

4 沈殿室

沈殿室については、単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

第4 合併処理浄化槽・散水ろ床方式（高速散水ろ床方式を含む。）の保守点検作業

1 流入経路

流入管、沈砂地、スクリーン、破砕機及び流量調整タンクを点検し、必要があれば土

砂及び汚物を除去すること。

2 二階タンク

二階タンクについては、単独処理浄化槽・腐敗室（タンク）方式の保守点検作業に準じて行うこと。

3 散水ろ床

(1) 返送水量が適切か、散水ろ床への散水が均等か、散水機の回転状況等に異常がないかを点検し、散水ノズルがつまっている等の異常がある場合は、汚物を除去する等の措置を講じること。

(2) ろ床の生物膜の状況は適切か、ろ床の目づまりはないか、通気が十分かを点検し、目づまりが軽度の場合は圧力水で洗浄すること。

(3) 均等散水が著しく阻害され、あるいはろ床の目づまりが浄化機能に著しく影響があると認められる場合は、補修し、浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

(4) 分水装置、ポンプます、ろ床底部を点検し、汚物を除去すること。なお、必要に応じて浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

(5) ろ床ばえの発生については、駆除の措置を講じること。

4 沈殿槽

(1) スカムの有無、越流ぜきから処理水が均等に流水しているか、異物が付着していないかを点検し、異物を系外に除去すること。

(2) 沈殿槽の汚泥の堆積状況を点検し、必要に応じて浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

5 汚泥濃縮タンク及び汚泥貯留タンクのスカムの発生状況、越流ぜきの異物付着状況及び越流状況、臭気の発生状況等を点検し、スカムの発生があれば沈降しやすいようにする等の措置を講じること。なお、必要に応じて浄化槽清掃業者により、清掃の措置を講じること。

6 ポンプ等機器類

(1) ポンプ系統

ポンプ系統については、単独処理浄化槽の保守点検作業に準じて行うこと。

(2) 機器類

破砕機及び散水機その他の機器の運転状況を点検し、注油等を行うとともに温度、回転音、振動等を調べ、異常等を認めた場合は、その原因を調べること。

第5 合併処理浄化槽・長時間ばっ気方式の保守点検作業

1 流入系統

流入管、沈砂池、スクリーン破砕機及び流量調整タンクを点検し、必要に応じて土砂及び汚物を除去すること。

2 ばっ気槽

(1) ばっ気槽の送風量、返送汚泥量、かくはん装置の回転状況を点検すること。

(2) ばっ気槽の混合液のかくはん及び回流が正常か否か、散気管の目づまり、かくはん装置のきょう雑物の付着その他の異常の有無を調査すること。

(3) ばっ気槽混合液の色、臭気、発泡及びフロックの状況を観察し、異常の有無を調査すること。

(4) 混合液浮遊物質濃度（MLSS）は1000～4000mg/l程度に保つこと。

(5) 汚泥沈殿試験において、汚泥の沈殿現象を認めない場合は、機能に関する精密検査、装置の補修等について必要な措置を講じること。

- 3 沈殿槽
単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 4 汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽
合併処理浄化槽・散水ろ床方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 5 ポンプ等機器類
ポンプ類、破砕機、送風機等の運転状況を点検し、注油等を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

第6 合併処理浄化槽・接触ばっ気方式の保守点検作業

- 1 流入系統
流入管、砂だまり、スクリーン、破砕機及び流量調整槽を点検し、必要に応じて土砂及び異物等を除去すること。
- 2 接触ばっ気槽
単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 3 沈殿槽
単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 4 汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽
合併処理浄化槽・散水ろ床方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 5 ポンプ等機器類
ポンプ類、破砕機、送風機等の運転状況を点検し、注油等を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

第7 合併処理浄化槽・回転板接触方式の保守点検作業

- 1 流入系統
流入管、砂だまり、スクリーン、破砕機及び流量調整槽を点検し、必要に応じて土砂及び異物を除去すること。
- 2 回転板接触槽
 - (1) 回転板の円周速度は、生物膜のはく離又は汚泥の堆積が生じないように設計時に定められた円周速度の維持について留意すること。
 - (2) 生物膜が著しく肥厚して嫌気性化、又は回転板が閉塞するおそれがあるかを判定し、必要に応じて生物膜を強制はく離し、回転板接触槽から引き出すこと。
- 3 沈殿槽
単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 4 汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽
合併処理浄化槽・散水ろ床方式の保守点検作業に準じて行うこと。
- 5 ポンプ等機器類
回転モーター及びポンプ類の運転状況を点検し、注油等を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

第8 小型合併処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の保守点検作業

- 1 沈殿分離槽
沈殿分離槽については、単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の沈殿分離室の保守点検作業に準じて行うこと。
- 2 駆動部分
駆動部分に注油を行うとともに、温度、回転音、振動等を調べ、異常を認めた場合は、その原因を調査すること。

3 接触ばっ気槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の接触ばっ気室の保守点検作業に準じて行うこと。

4 沈殿槽

単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の沈殿室の保守点検作業に準じて行うこと。

第9 小型合併処理浄化槽・嫌気ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業

1 嫌気ろ床槽

(1) 死水域が生じていないか及び異常な水位の上昇がないかを点検し、必要があれば浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

(2) (1)に加えて単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の沈殿分離室の保守点検作業に準じて行うこと。

2 接触ばっ気槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の接触ばっ気室の保守点検作業に準じて行うこと。

3 沈殿槽

単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の沈殿室の保守点検作業に準じて行うこと。

第10 合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業

1 脱窒ろ床槽の点検

槽内の水温を測定し、13°Cを下回らないことを確認すること。槽内の水位上昇及びその形跡の有無、スカム及び堆積汚泥の生成状況などを点検し、死水域の形成や異常な水位の上昇などが生じないよう必要な措置を講じること。流出水の浮遊物質の増加等、著しく水質が悪化し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められた場合は浄化槽清掃業者による清掃の措置を講じること。

2 接触ばっ気槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の接触ばっ気室の保守点検作業に準じて行うとともに、溶存酸素量を測定し、溶存酸素量が槽内均等におおむね1.0 mg/l以上に保持され、かつ死水域を生じないよう空気供給量の調整を行うこと。

3 循環装置

循環水量を測定し、流入水量の3～4倍程度になるよう適正に保持されるように調整すること。装置内に付着堆積した汚泥等を除去すること。

4 沈殿槽

沈殿槽については、単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の沈殿室の保守点検作業に準じて行うことのほか次によること。

(1) 越流ぜき

越流ぜきについては異物等の付着が認められたときは取り除くとともに処理水の越流状況を点検し、不均等な越流状況が認められた場合は水平の調整など必要な措置を講じること。

(2) 沈殿槽

槽内にスカムが認められたときはその全量を脱窒ろ床槽第1室に移送すること。また、スカムや汚泥が著しく堆積している場合には、直ちに浄化槽清掃業者による清掃の措置を行うこと。

第11 合併処理浄化槽・接触ばっ気・砂ろ過方式の保守点検作業

1 接触ばっ気槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の接触ばっ気室の保守点検作業に準じて行うとともに、溶存酸素量を測定し、溶存酸素量が槽内均等におおむね 1.0mg/l 以上に保持され、かつ死水域を生じないように空気供給量の調整を行うこと。

2 沈殿槽

合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の沈殿槽の保守点検作業に準じて行うこと。

3 砂ろ過原水槽ポンプ及びレベルスイッチの作動状況を点検し、適正な移送水量に調整すること。槽底部に汚泥が堆積している場合は、汚泥の移送を行うこと。

4 砂ろ過装置

通水量、処理水の外観及び逆洗装置の作動状況等を点検し、通水量等が適正に保持されるように逆洗装置の作動条件等を調整すること。ろ材の交換時期を判断するとともに必要な措置を講じること。

5 砂ろ過処理水槽

ポンプ及びレベルスイッチの作動状況を点検し、処理水を適正に移送するようにすること。槽底部の砂、汚泥等の堆積の有無を点検し、必要に応じて砂ろ過装置の調整等を行うこと。

第 12 合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業

1 中間流量調整槽

攪拌状況、レベルスイッチ、ポンプ及び計量装置の作動状況を点検し、処理水を安定して移送できるようポンプの作動水位及び計量装置の調整等必要な措置を講じること。

2 凝集槽

(1) 第 1 室（急速攪拌室）

攪拌状況、凝集剤や水素イオン濃度（以下「pH」という。）調整剤等の供給状況を点検し、適正に作動するよう薬剤供給量及び攪拌強度の調整等必要な措置を講じること。

(2) 第 2 室（緩速攪拌室）

フロックの生成状況及び攪拌状況を点検し、適正に作動するよう薬剤供給量及び攪拌強度の調整等必要な措置を講じること。

(3) 薬剤注入設備

凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況、配管を点検するとともに貯蔵タンクの残量等から薬剤の消費量を確認し、適正に薬剤が供給されるように調整するとともに、薬剤を補充する等必要な措置を講じること。

3 凝集沈殿槽

(1) 越流ぜき

合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の越流ぜきの保守点検作業に準じて行うこと。

(2) 凝集沈殿槽

処理水の水素イオン濃度等を測定し、凝集槽における薬剤供給量及び攪拌強度の調整等必要な措置を講じること。

スカムの発生状況及び堆積汚泥の蓄積状況を点検し、浮遊物質が流出しないよう適正に汚泥を移送するように調整すること。

第 13 合併処理浄化槽・活性炭吸着方式の保守点検作業

1 活性炭吸着原水槽

合併処理浄化槽・接触ばっ気・砂ろ過方式の砂ろ過原水槽の保守点検作業に準じて行

うこと。

2 活性炭吸着装置

処理水の化学的酸素要求量等の水質測定結果を基に処理水質が適正に保持されるよう活性炭の交換等必要な措置を講じること。通水量及び逆洗装置の作動状況を点検し、通水量及び逆洗装置の作動条件の調整等必要な措置を講じること。

3 活性炭吸着処理水槽

ポンプ及びレベルスイッチの作動状況を点検し、処理水を適正に移送するようにすること。槽底部の活性炭、汚泥等の堆積の有無を点検し、必要に応じて活性炭吸着装置の調整等を行うこと。

第 14 合併処理浄化槽・硝化液循環活性汚泥方式の保守点検作業

1 計量調整装置

移送水量が均等になるようにせき高を調整すること。装置内に付着堆積した汚泥等を除去すること。

2 流量調整槽

槽内水の溶存酸素量を測定するとともに攪拌状況、レベルスイッチ、ポンプ及び計量装置の作動状況を点検し、槽内水が均質になるよう、及び適正な移送水量になるよう攪拌条件の調整等必要な措置を講じる。

3 脱窒槽

槽内の水温を測定し、13°Cを下回らないことを確認すること。攪拌状況を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度を測定し、溶存酸素量については槽内均等におおむね 0 mg/l、混合液浮遊物質濃度についてはおおむね 3,000~6,000mg/l に保持されるように汚泥返送量、攪拌条件の調整等必要な措置を講じること。

4 硝化槽

槽内の水温を測定し、13°Cを下回らないことを確認すること。攪拌状況、活性汚泥の沈降性を点検するとともに、槽内液の溶存酸素量、混合液浮遊物質濃度及びpHを測定し、溶存酸素量については槽内均等におおむね 1.0mg/l 以上、混合液浮遊物質濃度についてはおおむね 3,000~6,000mg/l、pH についてはおおむね 7 に保持されるように空気及び pH 調整剤の供給量の調整等必要な措置を講じること。

5 循環装置

循環装置については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

6 沈殿槽

沈殿槽については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

7 中間流量調整槽

中間流量調整槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

8 脱窒用接触槽

水素供与体の供給量、溶存酸素量及び透視度などを測定するとともに生物膜の付着状況、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況などを点検し、溶存酸素量が槽内均等におおむね 0mg/l に保持され、かつ死水域を生じないよう攪拌条件及び水素供与体の供給量の調整、接触材の逆洗、はく離汚泥の移送等必要な措置を講じること。

9 再ばっ気槽

再ばっ気槽については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

10 ばっ気装置

ばっ気装置については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

11 凝集槽

凝集槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

12 凝集沈殿槽

凝集沈殿槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

13 薬剤注入設備

pH 調整剤、水素供与体及び凝集剤等薬剤の注入装置の作動状況、配管を点検するとともに貯蔵タンクの残量等から薬剤の消費量を確認し、適正に薬剤が供給されるように調整するとともに薬剤を補充する等必要な措置を講じること。

第 15 合併処理浄化槽・三次処理脱窒・脱りん方式の保守点検作業

1 中間流量調整槽

中間流量調整槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

2 硝化用接触槽

溶存酸素量、pH 及び透視度などを測定するとともに生物膜の付着状況、はく離汚泥及び堆積汚泥の生成状況などを点検し、溶存酸素量については槽内均等におおむね 1.0mg/l 以上、pH についてはおおむね 7 に保持され、かつ死水域を生じないよう空気及び pH 調整剤の供給量の調整、接触材の逆洗、はく離汚泥の移送等必要な措置を講じること。

3 ばっ気装置

ばっ気装置については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

4 脱窒用接触槽

脱窒用接触槽については、合併処理浄化槽・硝化液循環活性汚泥方式の保守点検作業に準じて行うこと。

5 再ばっ気槽

再ばっ気槽については、合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の保守点検作業に準じて行うこと。

6 凝集槽

凝集槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

7 凝集沈殿槽

凝集沈殿槽については、合併処理浄化槽・凝集分離方式の保守点検作業に準じて行うこと。

8 薬剤注入設備

薬剤注入設備については、合併処理浄化槽・硝化液循環活性汚泥方式の保守点検作業に準じて行うこと。

別表第2

清掃作業基準

第1 単独処理浄化槽・腐敗室（タンク）方式の清掃作業

1 多室型腐敗室

- (1) 各室に多量のスカム（導入管下端開口部から上おおむね 10cm）が生成しているとき又は多量の汚泥（バッフル下端開口部から下おおむね 10cm）が堆積しているときは、スカム又は汚泥を引き出すこと。
- (2) 第1室のスカム、汚水及び汚泥の全量を引き出すこと。スカムが多量で、かつ、硬く、混合かくはんが困難な場合は、あらかじめこれを破碎し、第2室以降の汚水を使用して混合かくはんすること。
- (3) 流入管及び接続スロットの閉塞の有無を点検し、バッフル及び壁体とともに洗浄すること。なお、洗浄によつて生じた汚水は、張り水として使用すること。
- (4) 第2室以降は第1室に準じて行うこと。接続装置、バッフル、壁体及び予備ろ過槽のロストル等の洗浄によつて生じた汚水は、第1室に戻し、張り水として使用すること。なお、第2室以降の分離液も第1室に戻し、張り水として使用することが望ましい。
- (5) 洗浄後は、浄化槽管理者に対し、各室が満水となるまで注水し及び酸化室に汚水が移行することを確認するよう依頼すること。
- (6) チカイエカの発生については、殺虫剤の散布を行うこと。

2 二階タンク及び変形二階タンク

- (1) 消化室に多量のスカムの生成及び多量の汚泥が堆積しているとき（オーバーラップの下端からおおむね 10cm）は、スカム又は汚泥を引き出すこと。
- (2) 消化室及び沈殿室のスカムを引き出し（変形二階タンクの沈殿室のスカムの生成は異常である。）、次いで消化室の汚水及び汚泥の全量を引き出すこと。
- (3) 沈殿室の流入管、流出管、バッフル、越流ぜき及び壁体（特にホッパー部分の壁体に留意すること。）並びにスロットの洗浄を行うこと。
- (4) 排気室の壁体及びホッパー外壁並びにオーバーラップの洗浄を行うこと。
- (5) 洗浄によつて生じた汚水は張り水として使用するほか、その他の作業については多室型腐敗室方式の場合に準じて行うこと。

3 予備ろ過装置

表層に碎石をきり返しつつ、圧力水で洗浄する。ただし、必要があると認めた場合は碎石を取り出して壁体とともに洗浄すること。

4 散水ろ床

- (1) 揚水ポンプが使用されている場合は、一時停止して作業を行うこと。
- (2) 腐敗タンクからの流水水路及び散水といを洗浄すること。
- (3) ろ材は、圧力水で均等に洗浄し、特に目づまりを生じているところは、表層の碎石を取り出してから再び圧力水で洗浄し、取り出した碎石は、生物膜を傷つけないよう注意し、個々に洗浄すること。
- (4) 槽底部及びろ材受けの部分を圧力水で洗浄すること。
- (5) ポンプピット及び駆動部分の掃除を行うこと。
- (6) 洗浄によつて生じた汚水は、努めて腐敗タンク第1室又は消化室に戻し張り水として使用すること。
- (7) ろ床ばえの発生については、殺虫剤を散布すること。

5 平面酸化床

- (1) 流水面及び埋石は、生物膜を傷つけないよう注意しつつ洗浄すること。流水面が多段のときは、その底面その他の洗浄に留意すること。
- (2) その他は、散水ろ床の作業に準じること。

6 単純ばっ気装置

タンク内の汚水の全量を引き出した後、タンク内を洗浄（特に散気装置、越流ぜき等の洗浄に留意すること。）し、洗浄によつて生じた汚水は張り水として使用すること。

第2 単独処理浄化槽・全ばっ気、分離ばっ気方式の清掃作業

1 沈殿分離タンク（室）

タンク（室）内のスカム、汚水及び汚泥の全量を引き出し、清掃作業は、腐敗室方式の作業に準じて行うこと。

2 ばっ気室

- (1) ばっ気を一時停止し、ばっ気タンク（室）内の静止をまつてSVが10～15%になるよう底部から汚泥（混合液）を引き出すこと。
- (2) ばっ気装置のきよう雑物を除去すること。
- (3) 駆動部分を掃除すること。
- (4) 汚泥を引き出した後は、引き出し汚泥と同量の清水を補充すること。

3 沈殿室

- (1) 沈殿室のスカム及び越流ぜきの異物を取り除き、壁体に汚泥が付着している場合は、これをかき落して洗浄すること。
- (2) 沈殿室底部の汚泥移行部分及び水流の関係上又は構造上汚泥が堆積されやすい部分に留意して洗浄すること。

第3 単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の清掃作業

1 沈殿分離室

室内からスカム、汚水及び汚泥を全量引き出した後、内壁等を洗浄し、洗浄に使用した水は室内の張り水として使用すること。

2 接触ばっ気室

生物膜が著しく肥厚して接触材が閉塞し、又は室内液に多量の浮遊汚泥を生じるおそれがあると認められる場合は、生物膜を強制はく離し、はく離汚泥の全量を沈殿分離室に移送し、又は引き出すこと。なお、はく離汚泥を接触ばっ気室から直接引き出す場合にあつては、接触材、ばっ気装置等を破損しないように留意すること。

3 沈殿室

- (1) 沈殿室のスカム及び逆流ぜきの付着物を取り除き壁体に汚泥が付着しているときは、これをかき落して洗浄すること。
- (2) 沈殿室底部の汚泥移行部分及び水流の関係上あるいは構造上汚泥が堆積されやすい部分に留意し、汚泥を引き出すこと。

第4 合併処理浄化槽、散水ろ床方式（高速散水ろ床方式を含む。）の清掃作業

1 清掃の時期

汚泥等の引き出しの時期は、汚泥等が二階タンクの沈殿室のオーバーラップ下端からおおむね30cmに達したとき、又は水質検査の結果等から浄化機能が正常でないとき、及び貯留タンクの汚泥引き出しが必要なときとすること。

2 流水系統

流入管、沈砂池、スクリーン、流量調整槽等の土砂及び汚物を除去すること。

3 二階タンク

- (1) 二階タンクの清掃は、流入汚水量の比較的少ない時期に、可能な限り断水して行うこと。
- (2) 沈殿室のスカムを引き出し、排気室のスカムをおさえの碎石及び碎石受けのロストルを取り出してから排気室のスカムを引き出し、碎石及び碎石受けのロストルを圧力水で洗浄すること。
- (3) 消化室の汚泥を汚泥引き出し管のバルブを開いて汚泥受けますにゆるやかに少量ずつ引き出し、又はバキューム車の吸い込み管を消化室の底部に挿入して、ゆるやかに少量ずつ引き出すものとし、種汚泥（消化室の有効容量の20%）を残すこと。
- (4) 沈殿室の流入管、流出管、バップル、越流ぜき及び壁体（特にホッパー部分の壁体に留意すること。）並びにスロットの洗浄を行うこと。
- (5) 排気室の壁体及びホッパー外壁並びにオーバーラップの洗浄を行うこと。
- (6) 洗浄装置によって生じた汚水は、張り水として使用すること。

4 散水ろ床

- (1) 散水管、散水ノズルを圧力水で洗浄すること。
- (2) ろ材は、圧力水で均等に洗浄し、とくに目づまりを生じている箇所は、表層の碎石を取り出してから再び圧力水で洗浄し、取り出した碎石は、生物膜を傷つけないように留意して洗浄すること。
- (3) 分水装置、ポンプます及びろ床底部を圧力水で洗浄すること。
- (4) 通気の状態を点検し、必要に応じて清掃すること。
- (5) 洗浄によって生じた汚水は、努めて消化室に戻し、張り水として使用すること。
- (6) ろ床ばえの発生については、殺虫材を散布すること。

5 沈殿池（槽）（第1沈殿池を含む。）

- (1) 沈殿池（槽）のスカム並びにバップル及び越流ぜきの異物を除去し、壁体に汚泥が付着している場合は、これをかき落として洗浄すること。
- (2) 沈殿池（槽）の底部に多量の汚泥が堆積している場合は、除去すること。

6 汚泥濃縮タンク（槽）

越流ぜき等の異物を除去し、越流が正常に行われるよう洗浄すること。

7 汚泥貯留タンク（槽）

タンク（槽）内の汚泥の全量を引き出し、槽内を洗浄すること。

8 ポンプ等機器類

ポンプ類、破砕機、散水機その他の機器を掃除すること。

第5 合併処理浄化槽・長時間ばっ気方式の清掃作業

1 清掃の時期

清掃の時期は、水質検査の結果等から浄化機能が正常でないとき及び運転の状況から汚泥調整が必要なとき並びに汚泥貯留タンク（槽）の汚泥引き出しが必要なときとすること。

2 流入系統

流入管、沈砂池、スクリーン、流量調整タンク等の土砂及び汚物を除去すること。

3 ばっ気槽

- (1) 散気管、かくはん装置のきょう雑物を除去すること。
- (2) ばっ気槽への流入管、返送汚泥の調整槽、返送汚泥管、ばっ気槽壁体の付着汚況等を除去すること。

(3) 汚泥等の調整に当たっては、混合液浮遊物質濃度（MLSS）をおおむね 1000～4000mg/l に調整すること。

4 沈殿槽

沈殿槽のスカム並びにバツフル及び越流ぜきの付着物を除去し、壁体に汚泥が付着している場合は、かき落して洗浄すること。

5 汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽

合併処理浄化槽・散水ろ床方式の清掃作業に準じて行うこと。

6 ポンプ等機器類

ポンプ類、破砕機、送風機その他の機器を掃除すること。

第6 合併処理浄化槽・回転板接触方式の清掃作業

1 清掃の時期

(1) 沈殿分離槽にあつては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。

(2) スクリーンにあつては、汚泥等が付着又は堆積し、汚水の正常な移流に支障が生じるおそれがあると認められたとき。

(3) 回転板接触槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して嫌気性化し、又は回転板が閉塞するおそれがあると認められたとき。

2 沈殿分離槽

スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量を引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようにすること。

3 回転板接触槽

生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。

4 流入系統

流入管、スクリーン、流量調整槽等の土砂及び汚物を除去すること。

5 沈殿槽

(1) 沈殿槽のスカム並びにバツフル及び越流ぜきの付着物を除去し、壁体に汚泥が付着している場合は、これをかき落して洗浄すること。

(2) 沈殿槽の底部に多量の汚泥が堆積している場合は、除去すること。

6 汚泥濃縮槽

越流ぜき等の付着物を除去し、越流ぜきが正常に作動するように洗浄すること。

7 汚泥貯留槽

槽内の汚泥の全量を引き出し、槽内を洗浄すること。

8 ポンプ等機器類

ポンプ類、破砕機等の機器類を清掃すること。

第7 小型合併処理浄化槽・分離接触ばつ気方式の清掃作業

1 清掃の時期

(1) 沈殿分離槽にあつては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。

(2) 接触ばつ気槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して嫌気性化し、又は接触材が閉塞するおそれがあると認められたとき。

2 流入系統

流入管、インバート升等の汚物を除去すること。

3 沈殿分離槽

沈殿分離槽は、全量引き出しとすること。

4 接触ばっ気槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の接触ばっ気室の清掃作業に準じて行うこと。

5 沈殿槽

単独処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の沈殿槽の清掃作業に準じて行うこと。

6 ポンプ等機器類

ポンプ類、送風機その他の機器を掃除すること。

第8 小型合併処理浄化槽・嫌気ろ床接触ばっ気方式の清掃作業

1 清掃の時期

- (1) 嫌気ろ床槽にあつては、流出水の浮遊物等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
- (2) 接触ばっ気槽にあつては、生物膜が著しく肥厚して嫌気性化し、又は接触材が閉塞するおそれがあると認められたとき。

2 嫌気ろ床槽

第1室の汚泥及び洗浄水の引き出しは、全量とすること。第2室以下は適正量とする。引き出しに当たっては、ろ床が閉塞しないように上部のスカム等の引き出し後、底部の汚泥を引き出すこと。ろ床の閉塞のおそれのあるときは、圧力水等で洗浄すること。

3 その他

流入系統、接触ばっ気槽、沈殿槽及びポンプ等機器類は小型合併処理浄化槽・分離接触ばっ気方式の清掃作業に準じて行うこと。

第9 合併処理浄化槽・脱窒ろ床接触ばっ気方式の清掃作業

1 脱窒ろ床槽

(1) 第1室

ろ材押さえ上部のスカム、堆積汚泥等を引き抜いた後、室内水等（壁面や流入管等の洗浄水を含む）を全量引き出すとともに、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、所定の水位まで水張りを行うこと。

(2) 第2室以降の室

スカムや汚泥の蓄積状況に応じてスカムや汚泥等を適正量引き出す。なお、汚泥等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、所定の水位まで水張りを行うこと。

2 沈殿槽

汚泥等の蓄積状況に応じて汚泥等を適正量引き出す。なお、汚泥等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、水道水等を用いて所定の水位まで水張りを行うこと。

第10 合併処理浄化槽・接触ばっ気・砂ろ過方式の清掃作業

1 ばっ気型スクリーン

沈殿物等の蓄積状況に応じて沈殿物等を引き出すこと。なお、沈殿物等の引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、所定の水位まで水張りを行うこと。

2 排砂槽

砂等の貯留状況に応じて砂等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。

第11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の清掃作業

1 中間流量調整槽

スカムや汚泥等の蓄積状況に応じてスカムや汚泥等を適正量引き出すこと。なお、引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認すること。

2 凝集槽

スカムや汚泥等の蓄積状況に応じてスカムや汚泥等を適正量引き出すこと。なお、引き出しを行う場合には、内部設備等の変形及び破損の有無を確認し、水道水等を用いて所定の水位まで水張りを行うこと。

第 12 合併処理浄化槽・硝化液循環活性汚泥方式の清掃作業

1 流量調整槽

流量調整槽については、第 11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の中間流量調整槽の清掃作業に準じて行うこと。

2 中間流量調整槽

中間流量調整槽については、第 11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の中間流量調整槽の清掃作業に準じて行うこと。

3 凝集槽

凝集槽については、第 11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の凝集槽の清掃作業に準じて行うこと。

第 13 合併処理浄化槽・三次処理脱窒・脱りん方式の清掃作業

1 中間流量調整槽

中間流量調整槽については、第 11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の中間流量調整槽の清掃作業に準じて行うこと。

2 凝集槽

凝集槽については、第 11 合併処理浄化槽・凝集分離方式の凝集槽の清掃作業に準じて行うこと。

別表第3

放流水の水質試験区分

第1 生物化学的酸素要求量

浄化槽の処理対象人員が 51 人以上のものにあつては年 1 回以上、50 人以下のものにあつては 5 年に 1 回以上

第2 次の表に掲げる項目

浄化槽の処理対象人員が 501 人以上のものにあつては年 1 回以上、500 人以下のものにあつては、浄化槽の維持管理上必要と認められるとき

項 目	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、塩化物イオン濃度、残留塩素
-----	--

別表第4

機能検査の区分

区 分	水質試験等の項目
合併処理浄化槽の流入室	水温、色相、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度
腐敗タンク（室、槽） 流出水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度
酸化タンク（室、槽） 流出水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素
ばっ気室（槽）混合液	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、混合液浮遊物質濃度、汚泥沈殿率、汚泥容量指標、溶存酸素量、生物群
放 流 水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、大腸菌群数、残留塩素

別表第5

優良浄化槽保守点検業者の基準等

第1 浄化槽保守点検業の内容

受託可能な浄化槽の規模（人槽等）、保守点検業務の価格帯、所属する浄化槽管理士の人数等関連する事項及び浄化槽保守点検業に関連する業務の名称

第2 知事が定める回数

年間 150 回

第3 知事が定める浄化槽

合併処理浄化槽

第4 知事が定める割合

50%

第5 やむを得ない理由があると認める浄化槽管理士

- ・申請日から過去2年以内に浄化槽管理士講習を修了した浄化槽管理士
- ・過去に愛知県のいずれかの浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点検業者登録簿の「登録に係る事項」として記載されたことのない者であって、申請日から過去2年以内に他県等で浄化槽管理士研修を受講した浄化槽管理士

第6 浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修

- ・県が行う研修
- ・以下の県内の浄化槽関係団体が主催するもので県が行う研修と同等として認められるもの

愛知県浄化槽保全協会

愛知県衛生事業協同組合

一般社団法人愛知県浄化槽協会

愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会

第7 今後5年間の事業計画

施行規則第1条第5号に定める年度以降、5年の間において、1年間に浄化槽の保守点検を行った回数（下表左欄）に応じて、県内において保守点検を行う浄化槽に占める浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査並びに同法第10条第1項の浄化槽の保守点検及び清掃（以下「法定検査等」という。）が必要な回数行われているものとして第3に定める浄化槽の割合が、下表右欄の数値目標を達成すること又は法定検査等を全て実施する単独処理浄化槽の基数を申請時より向上させること。

ただし、申請時において、上記に定める割合が、下表右欄の数値目標をすでに達成している場合は、申請時の割合を維持する事業計画として定めること。

1年間に浄化槽の保守点検を行った回数	数値目標
単独処理浄化槽 300回以上かつ 合併処理浄化槽 300回以上	55%
上記以外	60%

様式第 1

浄 化 槽 工 事 報 告 書

年 月 日

市 町 村 長 殿

住所
氏名

印

(名称及び代表者氏名)

愛知県浄化槽指導要領第 6 第 1 項の規定に基づき、 月分の浄化槽工事实績を
別紙のとおり報告します。

別紙

番号	工事完了 月 日	設置者氏名	設置場所の地名地番	設置届出又は 確認申請年月日	浄化槽の人槽、方式、 型式認定番号	浄化槽設備士氏名 (免状交付番号)